

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

2017年度秋入学・2018年度春入学  
一般入学試験（A日程・8月20日分）

## 試験科目：民法

### 1. 出題趣旨

本問は、消費貸借契約に関する基本的な条文の理解と消費貸借契約が不履行になった場合にどのような法的効果が生じるかを問うものである。設問1については、民法587条に基づき、消費貸借契約の成立要件を挙げるとともに、消費貸借契約の特徴が要物契約であることを答える。設問2は、本件消費貸借契約が不履行になった場合に生じる法的効果について、①弁済期の到来により元本500万円の請求（民法412条1項参照）、②利息を支払うとの約定があったが、利率の定めがなかったので法定利率の年5分（民法404条）により利息12万5000円の請求、③弁済期の経過により遅滞の責任を生じ（民法412条1項）、民法415条に基づき貸金返還債務の履行遅滞に基づく損害賠償請求を行うことができ、損害賠償の額は法定利率（民法419条1項）により計算して遅延損害金12万5000円の請求がそれぞれできることを述べる。設問3は、Bの①の主張は、債務不履行につき帰責事由が存在しないとの主張であり、②の主張も不可抗力により帰責事由が存在しないとの主張であり、いずれも履行遅滞に基づく損害賠償請求に対する反論という位置付けになるが、民法419条3項により金銭債務の不履行の損害賠償請求について、債務者は不可抗力をもって抗弁とすることができないので、Bのいずれの主張も認められないと答える。

### 2. 採点実感

設問1については消費貸借契約に関する基本的な条文の理解を問うものであったのに、民法587条が定める成立要件を正しく挙げていない答案、消費貸借契約の特徴が要物契約であることを記載していない答案が少なからず見られた。また、設問2の消費貸借契約が不履行になった場合の法的効果について、条文の根拠と共に正しく3つの法的効果を記載している答案は少なく、また、設問3についても民法419条3項が定める金銭債務の不履行についての特別の定めについて理解し、それに言及している答案も少なかった。民法が定める典型契約であっても、十分な理解が進んでいない状況にあると思われた。

### 3. 学習方法

民法の基本的な教科書の内容をしっかりと理解するとともに、民法の条文にくまなく当たりながら、それぞれの意味内容を理解することがまずは必要である。加えて、具体的な事案については、契約各論に定められている法的効果と契約総論に定められている法的効果を、総合的に理解した上で解決していくことが必要であるので、民法の各条文を関連付けながら勉強していくことが重要である。